

自然エネルギー・省エネルギー機器等 導入費助成のご案内



自然エネルギー機器

太陽光発電システム、蓄電システム



省エネルギー機器等

家庭用燃料電池システム、エアコンディショナー、高反射率塗料等、LEDランプ、その他の省エネルギー機器

※必ず導入工事を行う2週間程度前に申請をしてください。



1 助成対象者

- 1 区内に住所を有している方（区民）
- 3 区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等
- 2 区内に賃貸共同住宅を所有している方（区民）
- 4 区内の分譲共同住宅の管理組合
- 5 区内に事業所を有する中小企業者等（公益法人等の法人も対象）

※中小企業者の定義は、中小企業基本法に準拠します。

ただし、令和6年3月29日までに機器等の導入と支払いを終え、区に導入完了報告をすること。

2 助成金額（今年度まで時限的に助成額を拡大しています。）

建築物 (対象者)	対象機器		一般助成		中央エコアクトの取組を 実施している場合	
			助成単位	限度額	助成単位	限度額
住宅 (居住者)	自然エネルギー 機器	太陽光発電 システム	出力 1kW 当たり 200,000 円	700,000 円	出力 1kW 当たり 300,000 円	840,000 円
		蓄電システム	蓄電容量 1kWh 当たり 20,000 円	200,000 円	蓄電容量 1kWh 当たり 30,000 円	240,000 円
	省エネルギー 機器等	家庭用燃料 電池システム (エネファーム)	導入費用の 40%	500,000 円	導入費用の 70%	600,000 円
		高反射率塗料等 屋上・屋根用高反射 率塗料、窓用日射調 整フィルム、窓用 コーティング材		200,000 円		240,000 円
共同住宅共用部 (共同住宅 所有者 管理組合)	自然エネルギー 機器	太陽光発電 システム	出力 1kW 当たり 200,000 円	2,000,000 円	—	—
	省エネルギー 機器等	高反射率塗料等 屋上・屋根用高反射 率塗料、窓用日射調 整フィルム、窓用 コーティング材	導入費用の 40%	700,000 円	—	—
		LED ランプ		600,000 円	—	—
事業所 (中小企業者等)	自然エネルギー 機器	太陽光発電 システム	出力 1kW 当たり 200,000 円	2,000,000 円	出力 1kW 当たり 300,000 円	2,400,000 円
		蓄電システム	蓄電容量 1kWh 当たり 20,000 円	200,000 円	蓄電容量 1kWh 当たり 30,000 円	240,000 円
	省エネルギー機器等		導入費用の 40%	400,000 円	導入費用の 70%	560,000 円

※省エネルギー機器等の場合、機器本体の他に導入に係る工事費も導入費用に含まれます。（諸経費や交通費、振込手数料等の機器の導入に直接関係のない経費は含まれません。）

※助成金交付申請額は、千円未満切り捨てです。

※対象となる導入費用は税抜きです。

3 助成の対象となる機器等と要件

共通の要件：住宅用は、居住する住戸で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。
 共同住宅用は、共用部で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。
 事業所用は、事業所で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。

※リースや中古品の購入は対象外です。

※太陽光発電システムの場合、発電量全量を売電する目的で導入する場合は対象外です。

対象機器	要件		建築物								
自然エネルギー機器	太陽光発電システム	① 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) または国際電気標準会議 (IEC) の IEC61215-1:2016 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ② 発電した電力は住宅・共同住宅の共用部 (エレベーター等の設備)・事業所で使用されるものであること。 ③ 電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。	住宅 共同住宅 事業所								
	蓄電システム	① 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が補助対象機器として認めたもの。 ② 太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システム (エネファーム) と常時接続するものであること。	住宅 事業所								
省エネルギー機器等	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) の指定を受けたものであること。	住宅 事業所								
	エアコン デシヨナー	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱 (平成 21 年 3 月 10 日 20 環都計第 529 号) 第 2 の指定基準を満たすものであること。 ※東京都ホームページ 中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」の「導入推奨機器検索」から対象となる製品を探することができます。	事業所								
	高反射率 塗料等	屋上・屋根用 高反射率塗料	国内の第三者機関における測定値が日射反射率 (近赤外領域) 50% 以上であること。	住宅 共同住宅 事業所							
		窓用日射調整 フィルム、窓用 コーティング材	国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数 0.7 未満、可視光線透過率 65% 以上、熱貫流率 5.9W/(㎡・K) 未満 (コーティング材の場合は 6.0 W/(㎡・K) 以下) であり、日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている製品であること。	住宅 共同住宅 事業所							
	LED ランプ	共通	① 既存の照明器具またはランプは、LED を使用した製品以外であること。 ② 既存の照明器具またはランプよりも、省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。	共同住宅 事業所							
		直管形	① LED ランプの固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。 ② LED モジュール寿命が 40,000 時間以上であること。 ③ 新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの、または既存の器具を LED ランプ専用 (白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの) に改造し導入するものであること。								
		直管形以外	① LED ランプの固有エネルギー消費効率が全光束ごとに下表の基準値以上であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>全光束</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600lm 未満</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>600lm 以上 2200lm 未満</td> <td>45lm/W</td> </tr> <tr> <td>2200lm 以上</td> <td>60lm/W</td> </tr> </tbody> </table> ② LED モジュール寿命が 30,000 時間以上であること。 ③ 新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの、または既存の器具を LED ランプ専用 (白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの) に改造し導入するものであること。		全光束	基準値	600lm 未満	なし	600lm 以上 2200lm 未満	45lm/W	2200lm 以上
全光束		基準値									
600lm 未満	なし										
600lm 以上 2200lm 未満	45lm/W										
2200lm 以上	60lm/W										
誘導灯器具	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱 (平成 21 年 3 月 10 日 20 環都計第 529 号) 第 2 の指定基準を満たすものであること。 ※東京都ホームページ 中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」の「導入推奨機器検索」から対象となる製品を探することができます。										
その他の 省エネルギー機器	東京都地球温暖化防止活動推進センターによる省エネルギー診断または一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断に基づき導入する省エネルギー機器であること。		事業所								

4 助成金の申請に必要な書類（住宅・共同住宅）

※機器等の導入をする2週間程度前までに申請してください。

申請に必要な書類（個別）	<p>① 申請資格が確認できる書類</p> <p>区内に住所を有している方（区民） なし</p> <p>区内に賃貸共同住宅を所有している方（区民） 区内に賃貸共同住宅を所有していることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 発行後3カ月以内の共用部に係る公共料金の請求書または領収書の写し（共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの）</p> <p>イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）の原本</p> <p>区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等</p> <p>(1) 中小企業者等であることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 法人の場合 発行後3カ月以内の商業登記に関する登記事項証明書（現在事項証明書または履歴事項証明書）の原本 ※資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合は上記書類に加えて、労働保険概算・確定保険料申告書（受付印のあるもの）の写し</p> <p>イ 個人事業主の場合 直近の確定申告書（受付印のあるもの）の写し ※確定申告を電子申請で行っている場合は上記書類に加えて、受理されたことが確認できる書類</p> <p>(2) 区内に賃貸共同住宅を所有していることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 発行後3カ月以内の共用部に係る公共料金の請求書または領収書の写し（共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの）</p> <p>イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）の原本</p> <p>区内の分譲共同住宅の管理組合</p> <p>(1) 区内の分譲共同住宅であることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 発行後3カ月以内の共用部に係る公共料金の請求書または領収書の写し（共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの）</p> <p>イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）の原本</p> <p>(2) 共同住宅の管理規定の写し</p> <p>(3) 機器等の導入に係る管理組合総会の決議書の写し</p>
	<p>② 自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金交付申請書（別記第1号様式甲）</p> <p>③ 機器等の導入に係る発行後3カ月以内の見積書とその内訳書の写し</p> <p>④ 機器等の形状・規格等がわかる資料（機器等の要件を満たしていることが確認できる資料、パンフレット等）</p> <p>⑤ LEDランプを導入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入場所・個数・型番等が特定できる図面 ・新旧対照表などの交換前後のランプの消費電力が比較できる資料 ・実施計画書（様式1） <p>※ LED誘導灯器具を導入する場合は、東京都の中小企業者向け省エネ促進税制の対象機器とわかる書類（ホームページ画面を印刷したもの）</p> <p>⑥ 屋上・屋根用高反射率塗料を導入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入場所・塗布面積が明記された図面（平面図・立面図） ・国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し ・実施計画書（様式2） <p>⑦ 窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材を導入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入面積のわかる図面や写真等 ・国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し <p>⑧ 導入承諾書（導入する住宅が自己所有でない場合）</p> <p>⑨ 委任状（申請者以外の方が書類の作成や提出等を行う場合）</p>

※導入条件や状況に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※申請書類はホームページからダウンロードできます。また環境課でも配布しています。

5 助成金の申請に必要な書類（事業所）

※機器等の導入をする2週間程度前までに申請してください。

申請に必要な書類

- ① 自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金交付申請書（第1号様式乙）
- ② 中小企業者等であることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 法人の場合
発行後3カ月以内の商業登記に関する登記事項証明書（現在事項証明書または履歴事項証明書）の原本
※資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合は上記書類に加えて、労働保険概算・確定保険料申告書（受付印のあるもの）の写し
 - イ 個人事業主の場合
直近の確定申告書（受付印のあるもの）の写し
※確定申告を電子申請で行っている場合は上記書類に加えて、受理されたことが確認できる書類
- ③ 区内に事業所を有していることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 発行後3カ月以内の公共料金の請求書または領収書の写し（事業所の名称と所在地の記載があるもの）
 - イ 発行後3カ月以内の事業所の不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）の原本
 - ウ 営業許可書の写し
- ④ 機器等の導入に係る発行後3カ月以内の見積書とその内訳書の写し
- ⑤ 機器等の形状・規格等がわかる資料（機器等の要件を満たしていることが確認できる資料、パンフレット等）
- ⑥ エアコンディショナーを導入する場合
東京都の中小企業者向け省エネ促進税制の対象機器とわかる書類（ホームページ画面を印刷したもの）
- ⑦ LEDランプを導入する場合
 - ・導入場所・個数・型番等が特定できる図面
 - ・新旧対照表などの交換前後のランプの消費電力が比較できる資料
 - ・実施計画書（様式1）※ LED誘導灯器具を導入する場合は、東京都の中小企業者向け省エネ促進税制の対象機器とわかる書類（ホームページ画面を印刷したもの）
- ⑧ 屋上・屋根用高反射率塗料を導入する場合
 - ・導入場所・塗布面積が明記された図面（平面図・立面図）
 - ・国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し
 - ・実施計画書（様式2）
- ⑨ 窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材を導入する場合
 - ・導入面積のわかる図面や写真等
 - ・国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し
- ⑩ 導入承諾書（導入する事業所が自己所有でない場合）
- ⑪ 委任状（申請者以外の方が書類の作成や提出等を行う場合）

※導入条件や状況に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※申請書類はホームページからダウンロードできます。また環境課でも配布しています。

注意事項

- 1 自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金は事前申請です。
機器等の導入をする2週間程度前までに申請してください。(助成金交付決定通知を受領後に工事を開始してください。)
- 2 住宅・共同住宅の場合、同年度内の申請は、対象機器ごとに1回までです。
- 3 事業所の場合、同年度内の申請は、太陽光発電システム・蓄電システムと省エネルギー機器(いずれか1種類)について各1回までです。
- 4 偽りその他不正な手段により交付決定を受けて助成金を交付されたときは、決定を取り消し助成金の返還を求めます。
- 5 予算がなくなり次第、受付を終了します。なるべく早めに申請してください。
- 6 その他、データ提供やアンケート回答などをお願いすることがあります。
- 7 各書類の審査は、現地確認を行う場合があります。

クレジットカードのご利用・分割払いに当たっての注意点

※支払いにクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを令和6年3月29日までに完了させてください。

また、導入完了報告の際には、支払いの完了を確認するため、クレジットカード売上票、利用明細書、引落口座の通帳(表紙と引き落としが確認できるページ)の写しが必要です。

※分割で支払いをされる場合は、令和6年3月29日までにすべての支払いを完了させてください。導入完了報告の際には、分割で支払ったすべての領収書とその内訳書の写しが必要です。また分割払いを口座引き落としされる場合は、通帳の表紙と引き落としが確認できるページの写しが必要です。

中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)とは?

二酸化炭素排出削減につながる取り組みを選択・実践し、一定期間取り組むことで、特典を得ることができる制度です。WEBまたはアプリ(家庭用のみ)から気軽に始めることができます。

【本助成制度において上乘せ助成を受けるには】

＜区民の方の場合＞

参加登録したのち、省エネ活動等を行い、本助成制度を申請する年度において50ポイント以上獲得していること。(対象外ポイント有)

＜中小企業者等の場合＞

参加登録したのち、省エネ活動等を行い、ブロンズ以上のランクを付与されること。

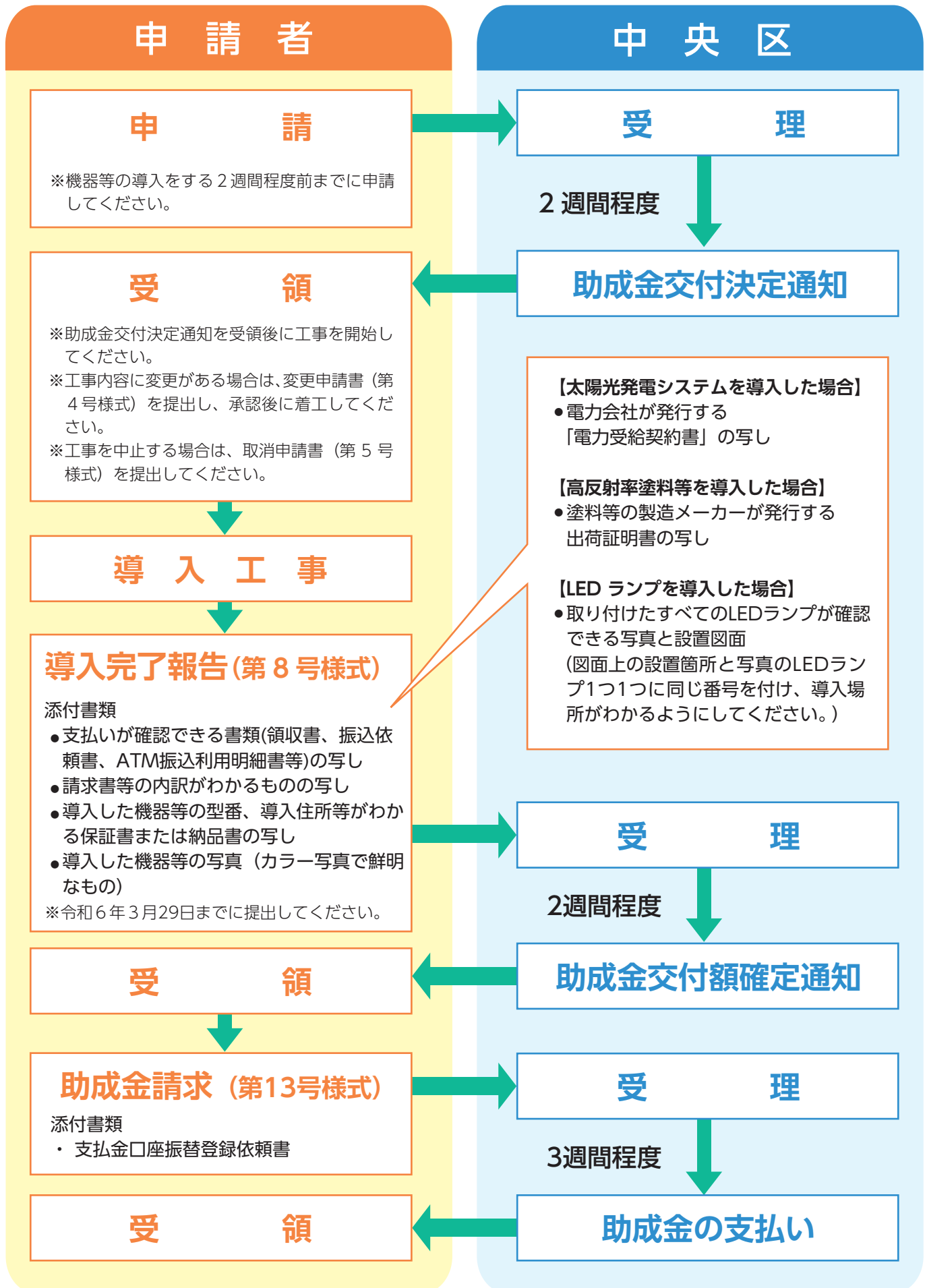
※工事完了時のポイント数またはランクにより助成額が確定されます。

◎詳しくは、中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>

(中央区トップページ>まちづくり・環境>環境>温暖化対策>中央エコアクト)をご覧ください。



手続きの流れ





問い合わせ・申請先

〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号

中央区 環境土木部 環境課 ゼロカーボン推進係

TEL : 03-3546-5628 FAX : 03-3546-9550



中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>

(中央区トップページ>まちづくり・環境>環境>温暖化対策>中央区自然エネルギー・省エネルギー機器等導入助成)



リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。